

1. 総論

国立大学法人鳴門教育大学は、高度専門職業人としての教員の養成を中心的な目的としている。その目的の達成を目指すとともに、平成 26 年度・27 年度の改革加速期間における本学の一層の機能強化を図るため、学長として、平成 26 年度には、次に示す具体的な業務遂行に係る方針を定め、業務に取り組むよう指示した。

1. 教育の質保証をより確かなものにするためのカリキュラムの検証と改善
2. 学校現場の課題に即応した先端的教育実践研究の推進
3. 学生のニーズにそった体系的かつきめ細かな就職指導の推進
4. グローバル社会にふさわしい国際教育貢献の充実
5. 教育委員会との連携による地域の活性化のための戦略的・効果的な教育資源の配分
6. 社会のニーズを踏まえた学生の学修支援と教育環境の整備

第 1 の方針に対しては、平成 24・25 年度文部科学省特別経費（プロジェクト分）受領の研究を学長裁量経費により継承し、学士課程における教員養成モデルコア・カリキュラムの開発（3 年目）に取り組んだ。平成 26 年度の成果として、カリキュラムの体系と授業の関連性及び学習の順序性を学生の視点から可視化した「カリキュラム・ガイドブック（第一次試案）」の FD 及び学生指導への活用法について、各コース委員から成る研究協議会並びに平成 26 年度 FD 推進事業での全体会で検証し、それを踏まえて、学生活用マニュアルを含んだガイドブック「第二次試案」を作成した。また、本学が先導する教科内容学研究成果をもとに小学校教科専門科目の教科書（10 教科作成）を活用した授業を、数学科教育コース開設の「算数」において試行的に実践した。修士課程においては、実践的カリキュラムを一層充実させるため、専門的な知識・技能を教科内容として構成し学校の授業に活用する手立てを学ぶコア科目「教科内容構成科目」を研究開発し、平成 28 年度からの実施に向けて 10 教科のモデル・シラバスを作成した。

第 2 の方針に対しては、予防教育科学センターにおいて、予防教育科学の研究・普及と予防教育の授業実践を継続的に推進してきた結果、徳島県、京都府、三重県、愛知県、岐阜県、福井県、岡山県の各府県においてモデル校が設定され、予防教育の授業が実施された。とりわけ、徳島県、京都府、三重県においては、予防教育の実施が府県の教育委員会によって事業化され、推進された。

第 3 の方針に対しては、学部における 70%を上回る教員就職率の達成という数値目標を明確に掲げ、PDCA サイクルによる計画的・体系的な就職支援を実施した結果、平成 26 年 3 月

卒業・修了生の教員就職率について、学部 90.6%（保育士・進学者を除く）、教職大学院 100%（現職教員を除く）を達成した。学部卒業生については、「国立の教員養成大学・学部（教員養成課程）」44 大学中第 1 位を 5 年連続（平成 22 年 3 月から平成 26 年 3 月まで）獲得するという成果を上げた。

第 4 の方針に対しては、途上国の教育向上に資する人材を育成する目的で、JICA が日本に受け入れた途上国の教育関係者の研修（JICA 国別研修・課題別研修）を受託事業として実施してきており、平成 26 年度には 6 件（参加者合計 52 人）の研修を担当した。また、大学改革加速期間に対応した「学長のリーダーシップの発揮」を更に高めるための特別措置枠予算（以下、特別措置枠予算と記する）を活用して、「グローバルな視点を持った教員を養成する海外研修プログラム策定ための調査研究」に取り組み、タイのコンケン大学及び韓国の光州教育大学校を訪問し、平成 27 年度のプログラム施行に向けて、両大学の実務担当教員と大学の設備環境や現地事情等について意見交換を行うと共に、条件整備を行った。さらに、国際感覚を備えた人材育成を目指して「国際教育オープンフォーラム」を開催し、29 人の参加者に対して、アフリカ諸国、東南アジア及び大洋州諸国などに対する教育支援の現状、国内学校現場での国際理解教育など幅広く情報交換を行った。

第 5 の方針に対しては、特別措置枠予算に基づく「教育委員会と連携した学び続ける教員のためのサテライトプロジェクト」に取り組み、その成果として、平成 27 年 3 月に、徳島県教育委員会との協議により、県南部の阿南市、県西部の美馬市に遠隔研修を可能とする機器（テレビ会議システム等）を整備したサテライト研修室を設置した。本取組は、徳島県教育委員会が実施する「徳島県学力・学校力向上支援事業」において活用されることとなった。この取組の推進のために、平成 27 年 4 月から徳島県教育委員会派遣の 2 名の現職教員（阿南市、美馬市から選出）が、サテライト研修室運用の実践力を培うための研修を本学で開始している。

第 6 の方針に対しては、本学独自の経済的支援の拡大策として、大学院修学休業制度による現職教員に対する授業料免除を実施し、前・後期を通じて、延べ 8 人が免除対象者となった。通常の授業料免除については、「鳴門教育大学授業料免除選考基準」を満たした者全員に対して基準相当の免除を行い、全額免除者が前・後期を通じて、延べ 115 人、半額免除者が延べ 155 人となった。また、環境負荷を低減した学修環境を構築するため、「鳴門教育大学環境方針」・「環境目標及び環境活動計画」に基づく行動計画を学生・教員・事務職員等が一体となって実施した結果を「環境活動レポート」にまとめた。また、学生に対するキャンパスアメニティの充実のために、トイレ改修工事を計画的に行い、平成 26 年度の 2 期工事により進捗状況は 66.4%に達している。節水式便座や擬音装置の導入により環境面にも配慮している。

なお、学長のリーダーシップの下、第3期中期目標期間における大学機能の再構築と強化に向けた改革の基本方針を打ち出すため、「国立大学法人鳴門教育大学改革構想検討委員会」を平成25年12月に設置し、平成26年度に14回の会議を開き検討を重ねてきた。その結果、本学の改革の基本的な方向性を「大学改革マスタープラン」（平成27年3月）としてまとめた。本プランでは、入学定員の確保に向け、平成28年度から教職大学院に長期在学制度を活用した「小学校教員養成長期プログラム」を導入するとともに、新制度に対応できる教員を養成すべく「学校マネジメントカプログラム」、「小中一貫教育プログラム」、「生徒指導カプログラム」等を新設するほか、修士課程においては人間形成コースに「予防教育科学分野」、言語系コース（英語）に「小学校英語教育分野」を新設するなど、大学院教育の機能強化を図ることとしている。